



## Vol.26

弁護士 岡 正俊  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★長澤運輸事件判決について

今月14日と15日にわたって日本経団連等主催の第113回労働法フォーラムが行われ、私も出席してきました。今回の労働法フォーラムのテーマとは直接関係ありませんでしたが、直近に出され、企業の関心も高い判決ということで、短い時間ではありましたが急遽長澤運輸事件判決（東京地裁平成28年5月13日判決・労働経済判例速報2278号3頁）の報告・解説が行われました。この判決については私も今年の5月のニュースレターでとりあげましたが（この時はN運輸事件としてとりあげましたが、上記判例速報にならって、今回のニュースレターでは「長澤運輸事件」とさせていただきます）、改めて上記報告・解説等を踏まえて同判決の問題点等について補足したいと思います。

#### 1 労働契約法20条の「期間の定めがあることにより」の解釈について

労働契約法20条は「期間の定めがあることにより」有期労働者の労働条件と無期労働者の労働条件との間の相違が不合理なものであってはならないとしています。

この「期間の定めがあることにより」の解釈について、長澤運輸事件判決は、「期間の定めのあることに関連して」という程度

の意味であるとしています。

この点、会社側は、労働契約法20条は、労働条件の相違が「期間の定めがあること」を「理由」とするものである場合に、これを規制するものであると主張しましたが、上記の通り、裁判所はこれを否定したわけでは

「期間の定めがあることにより」という条文の文言の素直な解釈としては、会社側の主張の方が文言に合致していると思います。

#### 2 労働契約法20条にいう「不合理」の判断方法

労働契約法20条は、有期労働者の労働条件と無期労働者の労働条件が相違してはならないと定めているわけではありません。つまり、相違があれば直ちに無効と定めているわけではありません。「労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。」と定めているにすぎません。

にもかかわらず、長澤運輸事件判決は、ただ規定ぶりが似ているという理由で、別

の法律であるパートタイム労働法 9 条を引っ張り出し、パートタイム労働法 9 条が、不合理か否かを問わずに差別的取扱いを禁止していること、職務内容等が同一であればその他の事情を考慮せずに差別的取扱いを禁止していることを理由に、労働契約法 20 条についても、職務内容等が同一であれば、労働条件の相違を「正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理であるとの評価を免れないものというべきである。」としました。

この「特段の事情がない限り」という表現は、裁判例を読んでいると時々出てくる表現ですが、「特段の事情」を主張、立証する責任を「不合理」ではないと主張する当事者に負担させるものです。そして、この「特段の事情」はなかなか認めてもらえません。

こうなってくると、もはや条文の解釈とはいえず、裁判所が法律を作り出しているようなものです。

### 3 本件の相違が「不合理」かどうかのあてはめ

本件の相違が「不合理」かどうかについて、裁判所は、前記 2 の「特段の事情」が認められないとして「不合理」と判断し、労働契約法 20 条に違反すると判断しました。裁判所が、前記 2 の通り職務内容等を重視し、「その他の事情」を軽視するという解釈を前提としている以上当然とい

えば当然ですが、労働契約法 20 条の条文の書き方からしても、「不合理」かどうかの判断に当たっては、職務内容等のほか諸々の事情が総合的に考慮されるべきです。

そして、「その他の事情」として、本件では定年後再雇用の事案であるという事情が大きな考慮要素とされるべきだと思います。また、本件では、会社の主張によれば、再雇用後の賃金の減額割合は平均 21%程度（つまり定年前の 79%を支給）ということです。こういった「事情」を考慮すれば、「不合理」ではないとの結論になるべきではないかと思います。

### 4 まとめ

前記のような色々な問題点があるため、少なくとも労働契約法 20 条の解釈については、高裁で変更される可能性が高いと思います。結論も変更されることを期待します。

最後に念のため申し上げますが、高裁（あるいはその後の最高裁？）の判断が出る前に、地裁判決に従って現在再雇用している者の賃金を上げることはやめるべきだと思います。いったん上げた賃金を下げることができないとっていただいた方が良いでしょう。高裁で結論が逆転した場合に元に戻すことができなくなってしまいます。裁判所の判断が確定していない今の段階で賃金を上げるのは時期尚早です。